

鐘

寺

第九章

社寺及名勝舊蹟

総説

神社

郷社來次神社は霞龍山の山腹に在り大巳貴命を祀る延喜式神名帳に來次神社と記されり神階は正六位上に座せり建御雷命を合祀し合殿八幡宮祭神譽出別尊とす

建久三年源頼朝の祈願にて本社に配祀せり所謂出雲八社八幡の一なり祭禮は十月一日にして洗鍋馬、獅子舞、神乘八乙女等の神式あり本社は明治三十九年維持方法を樹立し同十箇年に於て之れが完成を期せり祭日には郡より神饌幣帛料を供進せられ最莊嚴に行われつゝあり社司社掌各一人なり
來次神社由緒を釋ぬれば左の如し

延喜式

出雲國大原郡に

來次神社

延喜式考異

來次大原郡京貞

出雲風土記

來次郷郡家正南八里所造天下大神命詔八十神者不置肯垣山裏詔而追廢時此處追須坐故云

來次

支須支社

在神祇官

當社は延喜式神名帳に來次神社出雲風土記に支須支社と記されて神階は正六位上に座せり

神代史を按ずるに大己貴命國土御經營の初に方り凶徒を伐んとて斐伊村城名樋山に城を造り以て凶徒を掃蕩し給ひり當地は即ち其御戰場にして且御凱旋の地たるは御縁由の深き轉敬虔の感に堪へず合記建御雷命は寶曆十年の記録に詳かなれば茲に略す
 右の外上記鈔譯、神名帳考證、懷橋談、出雲風土記鈔、雲陽誌、古史傳、出雲國神社考、稽古知今等に記載あるも大同小異なれば特記の要を認めず
 八幡宮とは建久三年源頼朝の勸請にして當時の守護職以來國守武門の崇敬甚だ篤く代々の國主より社領米二石七斗余御供田三反余歩神幸場五畝二十八歩寄進せられ祭日には爾時祭使の遺風として氏子中寺領宇谷兩村より代官、左官（祭役の名）祭役を勤め神前に於て祝盃の式を行ふ等祭典儀式甚だ盛大なりき

寺院

寺院は大字木次町に西善寺、圓覺寺大字木次村に洞光寺、法輪寺の四寺院あり洞光寺は曹洞宗にして西善寺は眞宗圓覺寺は淨土宗にして法輪寺は眞言宗なり而して洞光寺及圓覺寺は相等財産を有し維持毫も困難なし西善寺は財産少きも八百戸余の檀乙を有し其喜捨に依り圓滿に維持せられつゝあり此三寺院は御藍宏壯庭階清淨皆本縣内の名刹なり法輪寺は本年三月安渡郡長久村より移轉せしものにて財産等記すべき者なきも明治四十一年釋雲照律師の來りて鎮地祭を施行せられ之れに緣由して信徒の崇敬甚だ厚く維持方法確立今や堂宇建立の計畫中に屬す

神社資金現在高

大正六年六月現在

神社名	土地		債券証券	銀行預金	郵便貯金
	田	宅地			
來次神社			債 二〇〇		
寺院財産調					
田	畑	宅地	山	林	
寺院財産調					
西善寺	圓覺寺	洞光寺	法輪寺		
反七畝十九歩	一丁二十九歩	四丁五反一歩			
四一四七九〇	六八〇月七九〇	一七三五五五〇			
三百十九坪	六反一畝十五歩	三丁八反八畝廿八歩			
一三〇月八二〇	八六五三〇	四六六月二六〇			
一友五畝廿一歩	八畝九歩	一反八畝十四歩			
月一三〇	四二〇月九九〇	七二〇月四二〇			
	六畝五歩	八丁五反六畝十三歩			
	月一六〇	三二〇月九九〇			
		四反二十七歩			
		月二六〇			
合 計					
二七二月七三〇	八一〇月四七〇	二二〇月七四八〇			一〇月八〇〇

名勝舊蹟

山名	山頂	山麓	山腰	山脚
香園嶺	高八十一丈	高八十八丈	高九十二丈	高九十六丈
香園嶺	高八十二丈	高八十七丈	高九十一丈	高九十五丈
香園嶺	高八十三丈	高八十八丈	高九十三丈	高九十七丈
香園嶺	高八十四丈	高八十九丈	高九十四丈	高九十八丈
香園嶺	高八十五丈	高九十丈	高九十五丈	高一百丈
香園嶺	高八十六丈	高九十一丈	高九十六丈	高一百零一丈
香園嶺	高八十七丈	高九十二丈	高九十七丈	高一百零二丈
香園嶺	高八十八丈	高九十三丈	高九十八丈	高一百零三丈
香園嶺	高八十九丈	高九十四丈	高九十九丈	高一百零四丈
香園嶺	高九十丈	高九十五丈	高一百丈	高一百零五丈

香園嶺

名勝舊蹟

名勝舊蹟

當町地内に於て舊跡に屬する者四有り曰跡の城曰土がもり、曰保元寺曰守禪院名勝にして舊跡に屬する者五有り曰霞龍山曰秋葉山曰洞光寺曰圓覺寺曰西善寺即是

跡の城は街を離るゝ數町一小丘已老松一株有り鬱然枝を垂れ重青疊翠樹の大き貳丈五尺餘長さ三百尺強口碑所傳治承二年之を植ゆると云大已賞命天勅を奉し八十神を追討此地に至り賜ひしが乃ち古史所記追須坐故來次と是町名の因て起る所緣由の正確なる當町の右に出づる者鮮からむ矣昔者來天神社は此地に在りしも治承年間今の地に移轉せる者にして一株の老龍崗民をして長へに懷古の情に堪へざらしむ

土がもりは大字木次村の山間に在る所の土窟にして窟口三あり口徑各二尺餘匍匐以て入るを得べし内は則各相通ず廣さ一丈弱竊然たる空窈にして蝙蝠棲息せり蓋往古穴居の遺跡にして「土がもり」とは「土おもり」の轉訛せし者ならん歟明治三十八年八月帝大助教諭（其名を逸す）之を探見以て往古墳墓の遺跡と爲す其説に曰墳墓の遺跡は横に開くも穴居の遺跡は口空に向て開く此窟や猶埼玉縣の百穴のおとく百穴は其口東南に向ひ其内は横に開く故に之を墳墓の遺跡と爲す所以と信否未だ知るべからざるも跡の城と共に考古の一材料たるを失はず

保元寺は保元三年の建立にして後祝融に罹り今は唯小堂宇の名を留むるのみ記録の微すべき者なきは遺憾なり
守禪院は天保十四年の建立にして廣田隱岐守の夫人終焉の地是其名づくる所以物換り星移り亦唯小堂宇の昔年を標示するある耳

霞龍山は町の東方に在り樹木鬱葱則は則久野川混々として流れ川を隔て、群山連亘掩映趣を爲す山頂に平地あり廣袤可數百武是永錄年間廣田隱岐守の據守する所なりしが三澤爲幸の爲めに攻破せられ今や一片の斷礎

を求めむと欲するも復得べからず噫

秋葉山は町の中央に崛起し頂上に平地あり廣さ數畝可り老松離立鬱然枝を垂る眺望開豁遠近の風色悉く寸眸の中に萃る我町の勝地之を第一と爲す今や公園設置の計畫中に屬す麓に徳林寺の伽藍有りしも回縁の災に罹り終に烏有に歸せしかは本堂は元文四年出雲郡坂田村勝部氏に移轉せられ春詒秋嘗今尙崇敬せられつゝあり郷社來次神社は霞龍山の山腹に在り祠宇高古老杉階を遶り寛水涓々有聲人をして崇拜不能自己さらしむ建入三年源頼朝の祈願に由り所謂出雲八社八幡の一に數へられ來拜者多く神徳遠近に光被す本社は治承年間跡の城より此に移轉せしと云

洞光寺は街を離る、數丁堂宇壯固樹木之を繞り加之秋葉山其前に聳へ幽邃閑雅世塵些も侵すなく人をして恍然脫俗の思あらしむ之を聞く天保年間風外禪師此に留錫徐るに其風光を愛し半歳を經過せりと亦以て其名刹を視るへし本尊釋迦牟尼佛は聖德太子の作應永五年天外和尚の開山なり天外知尙は佐々木四郎の三男貞宗の即是享保五年十一月雲騰院より今の地に移轉せしなり開堂演法の日後小松院の宸筆洞光護國禪師の勅號を賜はる其他一休禪師の書狀佐々木の鎧等ありしも夫縁の火災に罹り皆烏有に歸したり痛惜に堪へざるべしむ哉圓覺寺は街衢に咫尺すれども洒掃周匝蕪痕如掃香煙樓々梵唄の聲日夕相聞入をして不覺襟を止さしむ域内に吊溺碑あり文政九年の溺死者を吊ひ之を建つ碑高壹丈壹尺幅參尺厚壹尺五寸石碑の大なる郡中無匹本尊は阿彌陀佛守傳上人の開山にて享保四年の建立なり西善寺は高爽の地に在り伽藍宏壯輪奐美を極む鐘樓松樹の間に隱見す一たび階礎を上げば仰瀉の心油然として生ず本尊は阿彌陀佛開基は釋沙守法師にして多賀與四郎道定の嫡子なり天明年間火災に罹り寛政十二年釋材を用へ之を改築せり宜矣其結構の壯麗なる也

第十章 土木交通

を求めむと欲するも復得べからず噫

秋葉山は町の中央に崛起し頂上に平地あり廣さ數畝可り老松離立鬱然枝を垂る眺望開豁遠近の風色悉く寸眸の中に萃る我町の勝地之を第一と爲す今や公園設置の計畫中に屬す麓に徳林寺の伽藍有りしも回縁の災に罹り終に烏有に歸せしかは本堂は元文四年出雲郡坂田村勝部氏に移轉せられ春詣秋嘗今尙崇敬せられつゝあり郷社來次神社は霞龍山の山腹に在り祠宇高古老杉階を遶り寛水涓々有聲入をして崇拝不能自己さらしむ建入三年源頼朝の祈願に由り所謂出雲八社八幡の一に數へられ來拜者多く神徳遠近に光被す本社は治承年間跡の城より此に移轉せしと云

洞光寺は街を離る、貯丁堂宇壯固樹木之を繞り加之秋葉山其前に聳へ幽邃閑雅世塵些も侵すなく人をして恍然院俗の思あらしむ之を聞く天保年間風外禪師此に留錫徐るに其風光を愛し半歳を經過せりと亦以て其名刹を視るへし本尊釋迦牟尼佛は聖德太子の作應永五年天外和尚の開山なり天外知尙は佐々木四郎の三男貞宗の即是享保五年十一月雲陽院より今の地に移轉せしなり開堂演法の日後小松院の宸筆洞光護國禪師の勅號を賜はる其他一休禪師の書狀佐々木の鑑等ありしも大録の災災に罹り皆烏有に歸したり痛惜に堪へざるべけむ哉圓覺寺は街衢に咫尺すれども洒掃周匝慧痕如掃香煙縷々梵唄の聲日夕相聞入をして不覺標を止さしむ域内に吊溺碑あり文政九年の溺死者を吊ひ之を建つ碑高壹丈壹尺幅參尺厚壹尺五寸石碑の大なる郡中無匹本尊は阿彌陀佛守佛上人の開山にて享保四年の建立なり西善寺は高爽の地に在り伽藍宏壯輪奐美を極む鐘樓松樹の間に隱見す一たび階礎を上れば仰瀉の心油然として生ず本尊は阿彌陀佛開基は釋沙守法師にして多賀與四郎道定の嫡子なり天明年間火災に罹り寛政十二年釋材を用へ之を改築せり宜矣其結構の壯麗なる也

第十章 土木交通

第十章 土木交通

総説

當町は地盤狭少なる爲め従て縣郡に屬する道路少し而して其重なるもの二線あり其一は斐伊村大字里方界より三日市街道を経て木次橋中央迄にして之を三成道路と稱す其一は三日市上より八日市街路を経て杲橋に至り分れて右なるは日登道に通し左なる者は即ち郡道にして歟の谷道なり此延長二十一間木次堤防は一帶皆道路兼用なり

里道は地勢上延長僅々數里に過ぎず修繕經費も少額の支出なりしが交通の便開くるに従ひ幾分の修繕を加ふる必要を見認む

當町は元水害地なるを以て古來家屋を建築するに於て多くは石垣を築き隨意築造するを以て高世權を運ぬる能はざりしが明治二十七年水害後は復舊工事として街路の高低を平坦にせしを以て従て家屋の外見上幾分水面を改めしも今や歟上鐵道開通人馬の來往大に頻繁となりしを以て街路改止は焦眉の急に屬せり

道路

假定縣道	郡費負擔道	幅一里	幅一間未滿	幅一間以上	計	合計
七町〇六	一三町四三	九町〇八	〇	九町〇八	二九町五七	

橋梁

當町の橋梁は乃ち日登村と入會杲橋及木次橋の二橋にして之が組合を設け隔年番を以て管理せしが組合上經

費と手数を要するを以て大正二年二月二十八日組合を解き改架修繕等必要の場合両町村より吏員立會之が施行に決せり尋て大正六年に於て郡費負擔に編入せらる

河川

斐伊川	一三〇間	起點 字三日市ニ起リ字新町尻 終點 久野川落合ニ終ル
久野川	一五〇〇間	起點 字澄水日登村大字寺領界ニ起リ 終點 字新町尻斐伊川落合ニ終ル
案内川	二八九間	起點 日登村字宇山界ニ起リ 終點 斐伊村大字里方界ニ終ル

本町より主要地に至る里程並に汽車賃金表

地名	距離		汽車賃金	地名	距離		汽車賃金
	鐵路	陸路			鐵路	陸路	
大東町	四、五〇		並 貳拾參錢	廣島市	三六五、〇〇		並 參圓九拾九錢
加茂村	七、七〇		並 貳拾參錢	庄原町	一五、六〇		並 參拾七錢
宍道村	一三、一〇		並 參拾參錢	直江町	一九、四〇		並 四拾參錢
湯町	一九、六〇		並 五拾錢	今市町	二二、八〇		並 四拾八錢
松江市	三三、七〇		並 七拾六錢	杵築町	二七、五〇		並 五拾六錢

地名	距離		汽車賃金	地名	距離		汽車賃金
	鐵路	陸路			鐵路	陸路	
安來町	三六、二〇		並 七拾壹錢	太田	四三、〇〇		並 八拾貳錢
米子町	四一、七〇		並 八拾錢	城崎	一四〇、二〇		並 貳圓拾參錢
境町	五三、九〇		並 九錢九錢	京都	二四三、四〇		並 參圓〇七錢
鳥取市	九三、三〇		並 貳圓五拾壹錢	大阪	三五〇、九〇		並 參圓貳拾九錢
姫路	二〇九、三〇		並 參圓九拾九錢	神戸	二四三、四〇		並 四圓七拾九錢
下關	五〇四、五〇		並 四圓九拾七錢	新橋	五七一、四〇		並 五圓四拾四錢
奈良	二六九、四〇		並 參圓貳拾八錢	東京	五七三、七〇		並 五圓四拾五錢
山田	三三九、五〇		並 參圓七拾五錢	三刀屋	一里三三丁		並 八圓參拾六錢
名古屋	三三六、一〇		並 參圓八拾九錢	三成	一里十三丁		並 八圓參拾六錢
横濱	五五、五〇		並 八圓拾七錢				

土木費總計表

年次	種別	道路掃除費	道路修繕費	道路改築費	橋梁修繕費	標柱費	測量費	雜費	河川浚渫防修費	雜費	路用懸水費	計
明治三十年	全三十一	二、二五〇	三九、一二九	三、一六〇	三、一六〇							四四、五三五
全三十二年	全三十二	一、五〇〇	一八、〇四〇	三、二六〇	二、五六〇							二二、三三〇
全三十三年	全三十三	五〇〇	四四、四四〇	二、五六〇	二、七五〇							四七、五〇〇
全三十四年	全三十四	一、五〇〇	二三、四〇三	二、七五〇	九、三六〇							二七、六二八
全三十五年	全三十五	二、五〇〇	三七、七〇四	二、五〇〇	二、五〇〇							四七、〇六四
全三十六年	全三十六	二、五〇〇	五五、五四五	二、五〇〇	六、二二六							一〇五、〇六〇
全三十七年	全三十七		四三、〇六六	六、二二六	五、一〇〇							五四、二九九
全三十八年	全三十八		四五、九〇〇	五、一〇〇	一、〇〇〇							五四、〇〇〇
全三十九年	全三十九		二五、六六七	一、〇〇〇	四、一七〇							五六、九八二
全四十年	全四十		五、六七三	一、六〇〇	一、三二〇							六三、九〇三
全四十一年	全四十一		三、二八〇	一、六〇〇	一、三二〇							五〇、二五〇
全四十二年	全四十二		四八、六一〇	一、三二〇	八、六七五							五八、五九五
全四十三年	全四十三		三三、三五	一、〇六〇	二、七九六							七一、九七一
全四十四年	全四十四		六八、三〇	二、二〇〇	一〇、七二〇							八一、二三〇
全四十五年	全四十五		三三、八九九	七〇〇	一五、一四〇							四九、七三九
大正元年	大正元		九〇、〇二〇	七、二二五	一、六〇〇							九八、八三五
大正二年	大正二		四九、一九〇	一〇、四七七	二一、七五〇							七一、四一七

全三年		二五、八九〇	三〇、三三八	三、六〇〇	一四、五三〇	七四、三五八
全四年		三、〇二五	一九、三三五	三、六〇〇	三、六三七	五八、五八七
全五年		一〇、二八〇	一九、二五〇	三、六〇〇		二〇六、三九〇

第十一章

警

備

第十一章 警備

総説

夫水難火災の恐るべきは此に喋々を要せざるも之を未然に防ぐべく消防組の設置同器具備置場及器具の設備警鐘の備付等を爲したり乃ち明治三十四年木次町消防組を組織し爾來消防夫の淘汰に注意一朝有事に際し防備上缺陷無きを期しつゝあるも尙一臺の唧筒を購求するにあらざれば未だ俄に完成と謂ふべからず

消防

本町は古來屢次の水災に遭逢又政九年及明治二十七年の出水は其最も大なるもの明治二十九年九月十日町の中央なる入野川堤腹に水防具備置場の認可を得て設置尋て明治三十六年一月廿二日消防組の指定せらるゝに従ひ益防備に努めしも近年堤防の完成と川底低下の二大原因に依り水災の虞殆んど皆無の状態となりしは町民の深く喜ぶ所なり現在組員數左の如し

組頭	一名
小頭	二名
消防手	五十名

消防組設置以來専ら器具の完備を計り組員の待遇に努め而して技術の發達を計り組員の活動を敏捷ならしむる爲毎年一回之れが演習を執行しつゝあり近年組員淘汰勵行せられ消防上大に効果あるものと見認らる

警備費支出の状況

經常部

附

録

年度	種別	非常報鐘建設費	火防器費
明治參拾參年		三五,四三〇	一五五,〇〇〇
參拾四年	備品費		四七,〇〇〇
參拾六年		六三,七六八	一,六八〇
參拾九年	水門新設費		一三二,八六八

附
録

年度	種別	金額
明治參拾參年	非常報鐘建設費	三五、四三〇
	火防器費	一五五、〇〇〇
參拾四年	火防器費	四七、〇〇〇
	備品費	
參拾六年	備品費	六三、七六八
	消耗品費	一、六八〇
參拾九年	水門新設費	一三二、八六八

附 録

赤 十 字 社

明治末年に於ては社員の醸金を了りし者と現在社員を合せ二十名餘なりしが大正三年及本年二回の増募を行へし爲め現在社員左表の如し而して従來年醸金の納付怠慢の弊ありしも追々改善に向はんとす分區委員其他關係吏員に於ては始終社員を督勵しつゝある結果醸金整理と社員増加と漸次良好の狀況なり

大正六年十二月現在

特別社員	正社員	一	正社員一人ニ對スル人口比列
	終身社員	二六	六八
贊助社員		一	三一、一二

愛 國 婦 人 會

本町愛國婦人會員は明治參拾四年初めて加盟者あり爾來勸誘に努めたるの結果漸次會員の増加を來し現在會員左表の如し

年醸金の納付は年々緩慢なりしが明治四十四年度末より漸次良好の成績を挙げつゝあり

大正六年十二月現在

特別	終身	一	終身	四	終身	七	常中	四〇	女子人口百人ニ對スル會員比列	三、五八
	義務	中	終身	中	終身	中	終身	中	終身	中

義勇艦隊

明治參拾八年海事協會に於て義勇艦隊建設の舉あり之れが配當を受けて義捐せる金額及人員左の如し

拾圓以上	壹圓五拾錢以上	壹圓五拾錢以下	計	申込總金額
一五名	一五七名	一名	一七三名	一三一、〇四〇

備考 拾圓は拾圓以上の部へ壹圓五拾錢は壹圓五拾錢以上の部へ加算せり

明治神宮奉贊會

大正四年明治神宮奉贊會の組織せらるゝや我大原郡の課當高金八百八拾七圓にして本町は金八拾八圓拾錢を分賦せらる乃ち之れが勸誘に努めたりしが町民は自ら奉公心に訴へ一日を出でずして金額合計九拾八圓七錢を奉納したり分賦金に對する超過額金九圓九拾七錢にして優等の成績を占めたりしは喜ぶべきの現象なりとす

金壹圓以上 献納者左の如し			
金額	氏名	金額	氏名
一〇、〇〇〇	菅原勝十郎	五、六七〇	榑原元義
四、〇四〇	福間徳裕	三、〇〇〇	堀江春量
二、五〇〇	木村菅一	一、九〇〇	浪花龜太郎

一、九〇〇	松田勘一郎	一、八五〇	錦織綱藏
一、八五〇	岩佐由三郎	一、七五〇	田部常五郎
一、三五〇	加藤次太郎	一、二七〇	小西忠一郎
一、二七〇	森山伴助	一、〇〇〇	大園教禪
一、〇〇〇	山本利之助	一、〇〇〇	桑野千松
一、〇〇〇	長谷川久次郎	一、〇〇〇	福間啓太郎

明治神宮境内献木は左記の通りにして大正七年春期搬入すべく用意しつゝあり

榑 參 本
榑 貳 本

聯合國傷病兵罹災者慰問會

趣意書

歐洲ノ一角ニ轟ケル砲聲ハ史上空前ノ大戰ヲ惹起シテ歐亞ノ天地ハ戰塵ノ蔽フトコロナリ科學ハ殺人ノ用ニ供セラレ技巧ハ破壞ノ具トナリ爆彈ノ發スル所萬里ヲ洒キ毒煙ノ逆ル所枕骸野ニ遍シテ兵結ヒテ解ケザルコト已ニ參年幸ニ戰場ノ鬼ト爲ラザルモ或ハ傷キ或ハ病ミテ臥牀ニ呻吟スル者亦其數ヲ知ラズ夫死シテ寡トナリシ婦父斃レテ孤トナリシ子ノ悲痛シテ旻天ニ號泣スル者其幾百千萬人ナルヲ知ラズ噫傷心慘目此ヨリ甚シキハ莫シ我帝國亦夙ニ聯合ニ加盟シテ現ニ交戰國ノ列ニ在リ但戰禍ノ中心ヲ距ルコト遠キノ故ヲ以テ嘗テ青島及南洋ニ事有リシ後國民復々暴骨流血ノ苦ヲ知ラズト雖モ眼ヲ擧ゲテ西歐ノ天ヲ望ミ聯合軍艱苦悲慘ノ狀況ヲ想ヘバ誰カ心目ニ惻惻タラザル者アラン此ニ於テ有志胥謀リ洽ク天下ノ同情ニ訴ヘ廣ク大方ノ義

金ナ會シ專使ヲ派遣シテ聯合軍傷病兵及罹災者ヲ慰問シ以テ同憂ノ誠ヲ輸サント欲ス志士仁人冀クハ本會ノ趣旨ヲ贊シ奮テ此舉ヲ助成セラレン事ヲ

大正六年一月

東京 衆議院内

聯合國傷病兵罹災者慰問會

總裁	公爵	徳川家達
副總裁	島田三郎	
副總裁	男爵 澁澤榮一	

依 頼 狀

拜 啓

今回聯合國に於ける傷病兵及罹災者慰問之爲別紙の趣意書及規約に依り寄附金募集候に付御賛成の上奮て御義捐被成下度此段得貴意候 敬具

大正六年壹月

東京 衆議院内

聯合國傷病兵罹災者慰問會

總裁	公爵	徳川家達
副總裁	男爵 澁澤榮一	
副總裁	男爵 島田三郎	

木次町長 福間啓太郎殿

右趣意書及依頼狀に依り大正六年一月本郡課當高金七百六拾壹圓にして本町は金七拾八圓貳拾錢分賦せられしが金六拾圓を四十六名にて義捐せり不足額の生せしは時恰も大雪後に際し一般の經濟狀態に顧み當局者に於て募集を躊躇せしに由る然れども其成績は郡中二位を占む

壹圓以上寄附者左の如し

金 額	氏 名	金 額	氏 名
一〇、〇〇〇	菅原勝十郎	一〇、〇〇〇	柳原元義
六、〇〇〇	堀江春量	五、〇〇〇	木村菅一
二、〇〇〇	桑野在郷軍人會長	二、〇〇〇	森山伴助
一、二〇〇	學校職員 村上啓次郎		佐藤慶一郎
	山根モリ		藤井松代
	太田信子		稻田章
			稻田穰
			以下金壹圓ッ、
小西忠一郎	福間徳裕	浪花平次郎	武田政太郎
小池深平	加藤次太郎	田村宇一	錦織綱藏
舟木甚之助	田部常五郎	西村重太郎	川本伊太郎
			福間啓太郎
			藤原定次郎
			小川福太郎

附 録

檀原神宮造營翼賛

檀原神宮の改造費當町の負擔額金貳拾貳圓なりしが菅原勝十郎氏の金貳圓を始め外三十三名の献金にて大正六年十一月十四日納付了れり郡中第一等の成績を得たり事小と雖も關する所大是亦喜ふべきの現象なりとす

110

大正七年一月十二日印刷
大正七年一月十八日發行

(非賣品)

發行所 大原郡木次町役場

印刷者 川西房藏

印刷所 木次活版所

大原郡木次町大正
七年一月二十一日

檀原神宮造營翼賛

檀原神宮の改造費當町の負擔額金貳拾貳圓なりしが菅原勝十郎氏の金貳圓を始め外三十三名の献金にて大正六年十一月十四日納付了れり郡中第一等の成績を得たり事小と雖ども關する所大是亦喜ふべきの現象なりとす

大正七年一月十二日印刷
大正七年一月十八日發行

(非賣品)

發行所

大原郡木次町役場

印刷者 川 西 房 藏

島根縣大原郡木次町大字
木次町四百四十五番地

印刷所 木次活版所

島根縣大原郡木次町大字
木次町二十二番地

43

372
49

終